

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：林業費 目：県産材流通対策費

事業名 県民協働による未利用材の搬出促進事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

林政部 県産材流通課 資源活用係 電話番号：058-272-1111 (内3014)

E-mail：c11545@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 7,300千円 (前年度予算額：7,600千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	7,600	0	0	0	0	0	7,600	0	0
要求額	7,300	0	0	0	0	0	7,300	0	0
決定額	7,300	0	0	0	0	0	7,300	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

平成23年12月に「清流の国ぎふ森林環境税条例」が制定され、平成24年度から清流の国ぎふ森林・環境税により、環境保全林や里山林の整備、生物多様性・水環境の保全、公共施設等における県産材の利用促進、地域が主体となった環境保全活動の推進など、各種事業に取り組んでいる。

森林に放置された未利用間伐材等の未利用木材を木質バイオマスエネルギー資源として利用促進を図り、自然エネルギーによる環境にやさしい低炭素循環型社会の構築を目指すことが必要とされている。

(2) 事業内容

林地残材の有効活用のため、市町村、地域住民及び森林所有者等が取り組む未利用材の搬出機械導入支援及び搬出・運搬する経費の一部を助成する。

(3) 県負担・補助率の考え方

【補 助 率】

未利用材搬出：市町村が助成する額の1/2以内の額 (上限1,500円/t)

搬出機械導入：市町村が助成する額の1/2以内の額（上限750千円）

※ただし、購入とレンタル料を比較し安価な方に助成する。

（４）類似事業の有無

なし

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	6,300	搬出量（t）×市町村助成額の1/2以内の額（上限1,500円/t）
	1,000	搬出機械（ポータブルウインチ等）の購入支援：（上限750千円）
合計	7,300	

決定額の考え方

4 参考事項

（１）各種計画での位置づけ

第3期岐阜県森林づくり基本計画（平成29～令和3年度）

C・D材の利用促進

- ・県民協働による未利用材の搬出を促進します。

（２）後年度の財政負担

財源は清流の国ぎふ森林・環境基金であり、清流の国ぎふ森林・環境基金事業の第二期計画期間である令和3年度まで実施する。

（３）事業主体及びその妥当性

事業主体：地域住民が取り組む未利用材搬出組織

地域住民が一体となって取り組む事業であり、それぞれの地域にあった取り組みができるため。

県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

補助事業名	県民協働による未利用材の搬出促進事業費補助金
補助事業者（団体）	市町村、地域住民が取り組む未利用材搬出組織 （理由） 地域住民が一体となって取り組む事業であり、それぞれの地域にあった取り組みができるため。
補助事業の概要	（目的） 森林に放置された未利用間伐材等の未利用木材を木質バイオマスエネルギー資源として利用促進を図り、自然エネルギーによる環境にやさしい低炭素循環型社会を構築。 （内容） 本事業は、市町村、地域住民等が一体となり間伐施業に伴い生じる木材等未利用材の搬出促進を図るとともに、豪雨時における流木災害の防止に資する。
補助率・補助単価等	定額 ・ 定率 ・その他（例：人件費相当額） （内容）未利用材搬出 市町村助成額の1/2（上限1,500円/t） （理由） 当事業では、地域で組織する協議会などの間接補助事業者が、森林所有者等が搬出したC・D材等を5,000～6,000円/t程度で購入し、バイオマス事業者やチップ事業者に3,000円/t程度で販売するケースが多い。購入価格と販売価格の差、及び諸経費分の3,000円/tを県と市町村で補てんするものである。 （内容）搬出機械導入 市町村助成額の1/2（上限750千円） ※ただし、購入とレンタル料を比較し安価な方に助成する。 （理由） 当事業は、各地域で積極的に搬出活動が行われているが人力が中心であり、高齢化により安全性や効率性に課題があるため、搬出機械の導入に対して補助するものである。
補助効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木質バイオマスエネルギーの利用促進による低炭素社会の構築。 ・ 県内産の間伐材等未利用木材の利用による地域経済への波及。

終期の設定	終期 令和3年度 (理由) 清流の国ぎふ森林・環境税事業の第二期計画期間が令和3年度までのため、令和3年度を終期とする。
-------	--

(事業目標)

<ul style="list-style-type: none"> 未利用材搬出量の増加 (H29～R3年度に未利用材搬出量20,000t)。 間伐材等未利用材(県産材)の利用促進、地域が主体となった環境保全活動の推進による地域の活性化。
--

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R1年度末)	目標 (R2年度末)	目標 (終期R3)
未利用材の搬出量 (t)	4,266t	4,000t	4,000t

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度 (要求)
補助金交付実績	6,585千円	6,600千円	(予算額) 7,600千円	(要求額) 7,300千円
指標①目標	4,000t/年	4,000t/年	4,000t/年	4,000t/年
指標①実績	4,103t/年	4,266t/年	(推計値) 4,400t/年	(推計値) 4,300t/年
指標①達成率	102.6%	106.7%	(推計値) 110.0%	(推計値) 107.5%

(前年度の成果)

10市町の30地域における取組みにより、これまで森林に放置され、利用されていなかった未利用材がバイオマスエネルギー資源として活用された。
--

(今後の課題)

間伐材等未利用木材は、県全域に広く分散しており、また価格も安く収益性も低いことから、各地域に即した木質バイオマスエネルギー循環システムづくりを推進する必要がある。

(事業の評価)

・ 事業の必要性 (社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か) ○ : 必要性が高い、△ : 必要性が低い	
(評価) ○	地球温暖化防止対策や東日本大震災の教訓から、再生可能エネルギーの一つである木質バイオマスエネルギーに対して期待が高まっており、事業の必要性は高い。
・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) ○ : 概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △ : まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	令和元年度は、新たに1地域で取組みが開始され、搬出量は前年度より増加。また、より多く予算が確保できていれば、事業対象搬出量をもっと増え、指標に対する達成率はより高くなっていた。
・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか) ○ : 効率化は図られている、△ : 向上の余地がある	
(評価) ○	搬出した未利用材×市町村助成額の1/2以内の額 (上限1,500円/t) とすることで、市町村行政と地域住民が一体となった事業となり、森林の整備に加え、地域の活性化を図っている。

(事業の見直し検討)

再生可能エネルギーの一つである木質バイオマスエネルギーへの期待が高まっている中で、当事業は、地域住民が主体となって行う地道な間伐材等未利用材搬出の取組を支援するものである。
--

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

<p>継続・削減・統合・廃止</p> <p>木質バイオマスの利用は、環境への貢献のならず、地域経済への波及効果もあり、地域振興にも大きく貢献している。</p> <p>この事業を利用して、未利用材の搬出量は増加しており、今後も引き続き、再生可能なエネルギーである木質バイオマスの利用促進を図るため、事業を継続していく必要がある。</p>
--